

お客さま各位

大和信用金庫

## 「緊急事態宣言発令」に伴う当金庫の業務対応について

平素は大和信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月16日に政府が緊急事態宣言を発令したことを受けまして、お客さまと当金庫職員の安全を最優先に考え、当金庫は以下のとおり感染拡大の防止に努めてまいることといたしました。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 営業業務について

令和2年4月20日現在、当金庫職員において感染症発症者および濃厚接触者は発生しておりません。

事業の公共性から通常どおり営業しておりますが、本支店において一部を除き極力2グループ体制とし、職員は隔日出勤としております。また、職員は感染予防のためマスクを着用しております。ご理解の程よろしくお願いいたします。

#### 2. 渉外担当者の訪問活動自粛について

令和2年4月20日から5月29日までの期間は、渉外担当者の訪問活動を自粛させていただきます。ただし、お急ぎのご用件等で訪問をさせていただく場合には、事前にお電話でお客さまのご了承をいただきましたうえで訪問させていただきます。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う融資ご相談について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に大きな影響を受けた事業者さまのご相談に柔軟かつスピーディーに対応すべく、令和2年3月11日より各営業店（本町出張所を除く）に融資相談窓口を設置しております。また、当金庫独自の融資商品を3月5日から取扱いしております。ご相談につきましてはお気軽にお近くの当金庫営業店にお問い合わせください。

#### 4. お客さま向けセミナー・イベント等の中止について

感染拡大の起点となることがないよう、濃厚接触の可能性のあるお客さま向けセミナー・イベントや会合などについて、原則として全て中止させていただいております。参加者ならびに関係者の健康と安全を考慮しての判断でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上



〒633-0091 奈良県桜井市桜井 281-11

<https://www.yamato-shinkin.co.jp/>

お問い合わせ先：総務部 TEL：0744-42-9084